

政令第二百二十五号

地方税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）の施行に伴い、並びに同法附則、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条 地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の二十の三を次のように改める。

（延滞金の免除ができる場合）

第六条の二十の三 法第二十条の九の五第二項第三号に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同号に規定する政令で定める期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一 地方団体の徴収金についてした交付要求により交付を受けた金銭を当該交付要求に係る地方団体の徴収金に充てた場合 当該交付要求を受けた執行機関が強制換価手続において当該金銭を受領した日の翌日からその充てた日までの期間

二 差し押さえた不動産（国税徴収法第八十九条の二第一項に規定する換価執行決定（以下この号において「換価執行決定」という。）がされたものに限る。）の売却代金につき交付を受けた金銭を当該差し押えに係る地方団体の徴収金に充てた場合 当該換価執行決定をした法第十三条の三第二項に規定する行政機関等が滞納処分において当該売却代金を受領した日の翌日からその充てた日までの期間

第六条の二十一の二中「第七百四十八条」を「第二十二条の四第一項」に改め、「電磁的記録をいう」の下に「。第六条の二十二の三第一項及び第六条の二十二の七第二項において同じ」を加える。

第六条の二十二の三第一項第三号中「（法第二十二条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。第六号及び第六条の二十二の七第二項において同じ。）」を削る。

第七条の三の二第一項中「場所は、」の下に「国内（同号ただし書に規定する国内をいう。以下この条において同じ。）にある」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場

第七条の三の二第一項第二号中「鉱山」の下に「、石油又は天然ガスの坑井」を加え、同項第三号中「で前二号に掲げる場所に準ずるもの」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 法第二十三条第一項第十八号口に規定する政令で定めるものは、外国法人（同項第三号口に規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。）の国内にある長期建設工事現場等（外国法人が国内において長期建設工事等（建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。以下この項及び第六項において同じ。）を行う場所をいい、外国法人の国内における長期建設工事等を含む。第六項において同じ。）とする。

3 前項の場合において、二以上に分割をして建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供（以下この項及び第五項において「建設工事等」という。）に係る契約が締結されたことにより前項の外国法人の国内における当該分割後の契約に係る建設工事等（以下この項において「契約分割後建設工事等」という。）が一年を超えて行われなかつたとき（当該契約分割後建設工事等を行う場所（当該契約分割後建設工事等を含む。）を前項に規定する長期建設工事現場等に該当しないことと

することが当該分割の主たる目的の一つであつたと認められるときに限る。）における当該契約分割後建設工事等が一年を超えて行われるものであるかどうかの判定は、当該契約分割後建設工事等の期間に国内における当該分割後の他の契約に係る建設工事等の期間（当該契約分割後建設工事等の期間と重複する期間を除く。）を加算した期間により行うものとする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

第七条の三の二に次の六項を加える。

4 外国法人の国内における次の各号に掲げる活動の区分に応じ当該各号に定める場所（当該各号に掲げる活動を含む。）は、第一項に規定する政令で定める場所及び第二項に規定する政令で定めるものに含まれないものとする。ただし、当該各号に掲げる活動（第六号に掲げる活動にあつては、同号の場所における活動の全体）が、当該外国法人の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものである場合に限り、この限りとする。

一 当該外国法人に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること 当

該施設

二 当該外国法人に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること 当該保有することのみを行う場所

三 当該外国法人に属する物品又は商品の在庫を事業を行う他の者による加工のためにのみ保有すること 当該保有することのみを行う場所

四 その事業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所

五 その事業のために前各号に掲げる活動以外の活動を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所

六 第一号から第四号までに掲げる活動及び当該活動以外の活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所

5 前項の規定は、次に掲げる場所については、適用しない。

一 第一項各号に掲げる場所（国内にあるものに限る。以下この項において「事業を行う一定の場所」という。）を使用し、又は保有する前項の外国法人が当該事業を行う一定の場所において事業上の活

動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき（当該外国法人が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動及び当該外国法人（国内において当該外国法人に代わって活動をする場合における当該活動をする者を含む。）が当該事業を行う一定の場所以外の場所（国内にあるものに限る。イ及び第三号において「他の場所」という。）において行う事業上の活動（ロにおいて「細分化活動」という。）が一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。）における当該事業を行う一定の場所

イ 当該他の場所（当該他の場所において当該外国法人が行う建設工事等及び当該活動をする者を含む。）が当該外国法人の恒久的施設に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体がその事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものでないこと。

二 事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する前項の外国法人及び当該外国法人と特殊の関係にある者（国内において当該者に代わって活動をする場合における当該活動をする者（イ及び次号イにおいて「代理人」という。）を含む。以下この項において「関係者」という。）が当該事業を行う一定

の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき（当該外国法人及び当該関連者が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動（ロにおいて「細分化活動」という。）がこれらの者による一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。）における当該事業を行う一定の場所

イ 当該事業を行う一定の場所（当該事業を行う一定の場所において当該関連者（代理人を除く。以下において同じ。）が行う建設工事等及び当該関連者に係る代理人を含む。）が当該関連者の恒久的施設（当該関連者が内国法人又は個人である場合には、恒久的施設に相当するもの）に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体が当該外国法人の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものでないこと。

三 事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する前項の外国法人が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合で、かつ、当該外国法人に係る関連者が他の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき（当該外国法人が当該事業を行う一定

の場所において行う事業上の活動及び当該関連者が当該他の場所において行う事業上の活動（ロにおいて「細分化活動」という。）がこれらの者による一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。）における当該事業を行う一定の場所

イ 当該他の場所（当該他の場所において当該関連者（代理人を除く。以下イにおいて同じ。）が行う建設工事等及び当該関連者に係る代理人を含む。）が当該関連者の恒久的施設（当該関連者が内国法人又は個人である場合には、恒久的施設に相当するもの）に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体が当該外国法人の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のものでないこと。

6 外国法人が長期建設工事現場等を有する場合には、当該長期建設工事現場等は第四項第四号から第六号までに規定する第一項各号に掲げる場所と、当該長期建設工事現場等に係る長期建設工事等を行う場所（当該長期建設工事等を含む。）は前項各号に規定する事業を行う一定の場所と、当該長期建設工事現場等を有する外国法人は同項各号に規定する事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する第四項の外国法人と、当該長期建設工事等を行う場所において事業上の活動を行う場合（当該長期建設工事等を

行う場合を含む。)は前項各号に規定する事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合と、当該長期建設工事等を行う場所において行う事業上の活動(当該長期建設工事等を含む。)は同項各号に規定する事業を行う一定の場所において行う事業上の活動とそれぞれみなして、前二項の規定を適用する。

7 法第二十三条第一項第十八号ハに規定する政令で定める者は、国内において外国法人に代わつて、その事業に関し、反復して次に掲げる契約を締結し、又は当該外国法人により重要な修正が行われることなく日常的に締結される次に掲げる契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者(当該者の国内における当該外国法人に代わつて行う活動(当該活動が複数の活動を組み合わせたものである場合には、その組合せによる活動の全体)が、当該外国法人の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のもの(当該外国法人に代わつて行う活動を第五項各号の外国法人が同項各号の事業を行う一定の場所において行う事業上の活動とみなして同項の規定を適用した場合に同項の規定により当該事業を行う一定の場所につき第四項の規定を適用しないこととされるときにおける当該活動を除く。)のみである場合における当該者を除く。次項において「契約締結代理人等」という。)とする。

一 当該外国法人の名において締結される契約

二 当該外国法人が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

三 当該外国法人による役務の提供のための契約

8 国内において外国法人に代わつて行動する者が、その事業に係る業務を、当該外国法人に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合には、当該者は、契約締結代理人等に含まれないものとする。ただし、当該者が、専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係にある者に代わつて行動する場合は、この限りでない。

9 第五項第二号及び前項ただし書に規定する特殊の関係とは、一方の者が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の総務省令で定める特殊の関係をいう。

第七条の四の二第一項第二号中「第二号の二」を「第三号」に改め、同項第四号中「この号」を「この条」に改め、同項第五号中「次項第二号の三」を「次項第四号」に改め、同項第六号中「次項第三号にお

いて」を「次項第五号において」に、「第十号並びに次項第三号及び第八号」を「第十一号及び次項」に改め、同項第八号中「次項」を「次項第七号」に改め、同項第九号中「次項」を「次項第八号」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第十一号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第十号中「配当等（次項第八号）」を「配当等（次項第十二号）」に、「」（次項第八号）を「」（次項第十二号ロ）に、「信託会社（次項第八号）」を「信託会社（次項第十二号ロ）」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第一百一号。以下この条において「休眠預金等活用法」という。）第七条第二項に規定する休眠預金等代替金の支払（休眠預金等活用法第四十五条第一項の規定により休眠預金等活用法第四条第二項第一号若しくは第二号に掲げる利子、同項第三号若しくは第四号に掲げる給付補填金、同項第五号に掲げる収益の分配又は同項第六号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。以下この条において「休眠預金等代替金の支払」という。）のうち預金保険機構の事務所その他これに準ずるものにおいて直接支払われるもの 当該休眠預金等代替金の支払の支払の事務

第七条の四の二第二項第一号中「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、「とする。」を削り、同号口中「にあつては」を「には」に改め、同項第二号中「をいう」の下に「。第十号口において同じ」を加え、同項第十号を同項第十四号とし、同項第九号中「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、「とする。」を削り、同号を同項第十三号とし、同項第八号中「前項第十号」を「前項第十一号」に改め、「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、「とする。」を削り、同号口中「にあつては」を「には」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第七号中「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、「とする。」を削り、同号を同項第十号とし、同項第六号を同項第八号とし、同号の次に次の二号を加える。

九 休眠預金等活用法第十条第一項の規定により金融機関（郵便貯金銀行を除く。）が預金保険機構から同項に規定する支払等業務（以下この項及び次項第四号において「支払等業務」という。）の委託を受けた休眠預金等代替金の支払 当該支払等業務の委託を受けた金融機関

十 休眠預金等活用法第十条第一項の規定により郵便貯金銀行が預金保険機構から支払等業務の委託を受けた休眠預金等代替金の支払 次に掲げる休眠預金等代替金の支払の区分に応じ、それぞれ次に定める者

イ 郵便貯金銀行において新たな預入の申込みの受付が行われた郵便貯金銀行への預金又は旧通常郵便貯金に係る休眠預金等代替金の支払 郵便貯金銀行

ロ 郵便局において新たな預入の申込みの受付が行われた郵便貯金銀行への預金に係る休眠預金等代替金の支払 日本郵便株式会社

第七条の四の二第二項第五号を同項第七号とし、同項第四号中「第十号」を「第十四号」に、「以下この条」を「第十四号及び次項第三号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号中「応じ、」の下に「それぞれ」を加え、「とする。」を削り、同号ロ中「第八号」を「第十二号ロ」に、「にあつては」を「には」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の三を同項第四号とし、同項第二号の二中「第四号及び第十号」を「第六号及び第十四号」に改め、同号を同項第三号とする。

第七条の四の二第三項第二号中「前項第二号の二」を「前項第三号」に改め、同項第三号中「前項第四号及び第十号」を「前項第六号及び第十四号」に改め、同項第四号中「前三号」を「前各号」に、「利子以外」を「利子等以外」に改め、同号を同項第八号とし、同項第三号の次に次の四号を加える。

四 前項第九号に掲げる休眠預金等代替金の支払 当該休眠預金等代替金の支払に係る支払等業務に関

する事務

五 前項第十号イに掲げる休眠預金等代替金の支払（郵便貯金銀行において新たな預入の申込みの受付が行われた郵便貯金銀行への預金に係るものに限る。） 当該受付の事務

六 前項第十号イに掲げる休眠預金等代替金の支払（旧通常郵便貯金に係るものに限る。） 当該旧通常郵便貯金に係る休眠預金等活用法第九条第二号に掲げる情報の保管に関する事務（休眠預金等代替金の支払の計算のためのものを除く。）

七 前項第十号ロに掲げる休眠預金等代替金の支払 当該休眠預金等代替金の支払に係る預金の新たな預入の申込みの受付の事務

第七条の十五の十四第二号中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第八十三条第一項第七号又は第三百三十二条の二第一項」を「第九十七条第一項第六号又は第六百六十三条第二項」に改める。

第八条の六第一項、第二項第一号及び第七項中「第四十二条の五第五項、」を削る。

第八条の九第一項中「第六十八条の十第五項、」を削り、同条第二項第一号中「第四十二条の五第五項、」及び「第六十八条の十第五項、」を削る。

第八条の十第一項、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十第三項中「第四十二条の五第五項、」を削る。

第九条の六の次に次の二条を加える。

（法第五十三条第二十四項の控除対象所得税額等相当額等の控除）

第九条の六の二 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第二十四項の規定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同条第二十四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）は、当該法人に係る同条第二十四項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の第九条の七第二項に規定する道府県民税の控除限度額の計算について同条第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当

する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の三・二で除して得た数）に按分して計算した額とする。

2 法第五十三条第二十四項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に、法第五十三条第二十四項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十八条の九十一第四項に規定する所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第二十四項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

（法第五十三条第二十五項の控除対象所得税額等相当額等の控除）

第九条の六の三 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法第五十三条第二十五項の規

定により関係道府県ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同条第二十五項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）は、当該法人に係る同条第二十五項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係道府県ごとの法第五十七条第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の次条第二項に規定する道府県民税の控除限度額の計算について同条第七項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係道府県が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の三・二で除して得た数）に按分して計算した額とする。

2 法第五十三条第二十五項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の道

府県知事に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に、法第五十三条第二十五項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の九の三第四項又は第六十八条の九十三の三第四項に規定する所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第五十三条第二十五項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

第九条の七第一項中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に改め、同条第二項中「第五十七条の二の二」を「第五十七条の二の四」に、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に改め、同条第三項中「」に、「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に改め、同条第三項中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に改め、同項第一号中「租税特別措置法第六十六条の六第一項」の下に「、第六項又は第八項」を加え、「法人に係る同項」を「内国法人に係る同条第二項第一号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、「のうち」の下に「、課税対象金額（」を加え、「課税対象金額（」を「課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（」に改め、「同条

第一項に規定する」を削り、「に対応する」を「、部分課税対象金額（同法第六十六条の六第六項に規定する部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融子会社等部分課税対象金額（同法第六十六条の六第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の個別部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は個別金融子会社等部分課税対象金額（同法第六十八条の九十第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額をいう。以下

この号において同じ。）（同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該外国関係会社の個別金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応する」に改め、同項第三号中「租税特別措置法第六十六条の九の二第二項」の下に「第六項又は第八項」を加え、「法人に係る同項」を「内国法人に係る同条第一項」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に改め、「のうち」の下に「課税対象金額（」を加え、「課税対象金額（」を「課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（」に改め、「同条第一項に規定する」を削り、「に対応する」を「部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第六項に規定する部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融関係法人部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。）」に改め、同項第四号中「租税特別措置法第六十八条の九十三の二第二項」の下に「第六項又は第八項」を加え、「法人に係る同項」を「内国法人に係る同条第一項」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に改め、「のうち」の下に「個別課税対象金額（

」を加え、「個別課税対象金額（」を「個別課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（」に改め、「同条第一項に規定する」を削り、「に対応する」を「、個別部分課税対象金額（同法第六十八条の九十三の二第六項に規定する個別部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の個別部分課税対象金額とみなされるものを含む。」）又は個別金融関係法人部分課税対象金額（同法第六十八条の九十三の二第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の個別金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応する」に改め、同条第四項から第七項までの規定中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に改め、同条第八項中「第五十七条の二の二」を「第五十七条の二の四」に、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に、「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に改め、同条第十九項、第二十項、第二十九項及び第三十項中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に改める。

第九条の八中「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第三十三項」に改める。

第九条の八の二第一項中「によつて」を「により」に、「第五十三条第三十一項」を「第五十三条第三十三項」に改める。

第九条の八の三の見出し中「第五十三条第三十二項に規定する」を「第五十三条第三十四項の」に改め、同条第一項中「第五十三条第三十二項」を「第五十三条第三十四項」に改める。

第九条の八の四の見出し中「第五十三条第三十二項に規定する」を「第五十三条第三十四項の」に改め、同条第一項中「第五十三条第三十二項」を「第五十三条第三十四項」に、「においては」を「には」に改め、同条第二項中「金額について」の下に「、それぞれ」を加える。

第九条の八の五の見出し中「第五十三条第三十三項第三号に規定する」を「第五十三条第三十五項第三号の」に改め、同条中「第五十三条第三十三項第三号」を「第五十三条第三十五項第三号」に改める。

第九条の八の六の見出し中「第五十三条第三十五項に規定する」を「第五十三条第三十七項の」に改め、同条第一項中「第五十三条第三十五項」を「第五十三条第三十七項」に改める。

第九条の九の見出し中「第五十三条第三十五項に規定する」を「第五十三条第三十七項の」に改め、同条第一項中「第五十三条第三十五項」を「第五十三条第三十七項」に、「においては、同条第三十三項」

を「には、同条第三十五項」に改め、同条第二項中「金額について」の下に「、それぞれ」を加える。

第九条の九の二第一項中「第五十三条第三十六項」を「第五十三条第三十八項」に改める。

第九条の九の三第一項中「においては」を「には」に改め、同項第一号中「第五十三条第二十六項」を「第五十三条第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第三十項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十一項」に、「」において「を」の規定により「に、」にあつては「を」には「に、」第五十三条第二十七項」を「第五十三条第二十九項」に改め、同項第二号中「第五十三条第二十六項又は第二十七項」を「第五十三条第二十八項又は第二十九項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「金額について」の下に「、それぞれ」を加える。

第九条の十の次に次の一条を加える。

（法人の道府県民税に係る納期限の延長の場合における延滞金の計算）

第九条の十の二 第九条の九の六第一項から第三項までの規定は、法第六十五条第二項及び第五項において準用する法第五十六条第四項の規定による延滞金の計算について準用する。

2 前条第一項及び第二項の規定は、法第六十五条第三項及び第六項において準用する法第六十四条第三

項の規定による延滞金の計算について準用する。

第十条第一項中「場所は、」の下に「国内（同号ただし書に規定する国内をいう。以下この条において同じ。）にある」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場

第十条第一項第二号中「鉱山」の下に「、石油又は天然ガスの坑井」を加え、同項第三号中「で前二号に掲げる場所に準ずるもの」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 法第七十二条第五号ロに規定する政令で定めるものは、外国法人等（外国法人（同号ただし書に規定する外国法人をいう。以下この節において同じ。）又は国内に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人をいう。以下この条において同じ。）の国内にある長期建設工事現場等（外国法人等が国内において長期建設工事等（建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で一年を超えて行われるものをいう。以下この項及び第六項において同じ。）を行う場所をいい、外国法人等の国内における長期建設工事等を含む。同項において同じ。）とする。

3 前項の場合において、二以上に分割をして建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の

提供（以下この項及び第五項において「建設工事等」という。）に係る契約が締結されたことにより前項の外国法人等の国内における当該分割後の契約に係る建設工事等（以下この項において「契約分割後建設工事等」という。）が一年を超えて行われなかつたとき（当該契約分割後建設工事等を行う場所（当該契約分割後建設工事等を含む。）を前項に規定する長期建設工事現場等に該当しないこととすることが当該分割の主たる目的の一つであつたと認められるときに限る。）における当該契約分割後建設工事等が一年を超えて行われるものであるかどうかの判定は、当該契約分割後建設工事等の期間に国内における当該分割後の他の契約に係る建設工事等の期間（当該契約分割後建設工事等の期間と重複する期間を除く。）を加算した期間により行うものとする。ただし、正当な理由に基づいて契約を分割したときは、この限りでない。

第十条に次の六項を加える。

4 外国法人等の国内における次の各号に掲げる活動の区分に応じ当該各号に定める場所（当該各号に掲げる活動を含む。）は、第一項に規定する政令で定める場所及び第二項に規定する政令で定めるものに含まれないものとする。ただし、当該各号に掲げる活動（第六号に掲げる活動にあつては、同号の場所

における活動の全体)が、当該外国法人等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものである場合に限るものとする。

一 当該外国法人等に属する物品又は商品の保管、展示又は引渡しのためにのみ施設を使用すること
当該施設

二 当該外国法人等に属する物品又は商品の在庫を保管、展示又は引渡しのためにのみ保有すること
当該保有することのみを行う場所

三 当該外国法人等に属する物品又は商品の在庫を事業を行う他の者による加工のためにのみ保有すること
当該保有することのみを行う場所

四 その事業のために物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集することのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること
当該場所

五 その事業のために前各号に掲げる活動以外の活動を行うことのみを目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること
当該場所

六 第一号から第四号までに掲げる活動及び当該活動以外の活動を組み合わせた活動を行うことのみを

目的として、第一項各号に掲げる場所を保有すること 当該場所

5 前項の規定は、次に掲げる場所については、適用しない。

- 一 第一項各号に掲げる場所（国内にあるものに限る。以下この項において「事業を行う一定の場所」という。）を使用し、又は保有する前項の外国法人等が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき（当該外国法人等が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動及び当該外国法人等に代わつて活動をする場合における当該活動をする者を含む。）が当該事業を行う一定の場所以外の場所（国内にあるものに限る。イ及び第三号において「他の場所」という。）において行う事業上の活動（ロにおいて「細分化活動」という。）が一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。）における当該事業を行う一定の場所
- イ 当該他の場所（当該他の場所において当該外国法人等が行う建設工事等及び当該活動をする者を含む。）が当該外国法人等の恒久的施設に該当すること。
- ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体がその事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格の

ものでないこと。

- 二 事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する前項の外国法人等及び当該外国法人等と特殊の関係にある者（国内において当該者に代わつて活動をする場合における当該活動をする者（イ及び次号イにおいて「代理人」という。）を含む。以下この項において「関係者」という。）が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき（当該外国法人等及び当該関係者が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動（ロにおいて「細分化活動」という。）がこれらの者による一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。）における当該事業を行う一定の場所
- イ 当該事業を行う一定の場所（当該事業を行う一定の場所において当該関係者（代理人を除く。以下イにおいて同じ。）が行う建設工事等及び当該関係者に係る代理人を含む。）が当該関係者の恒久的施設（当該関係者が内国法人又は国内に主たる事務所若しくは事業所を有する個人である場合には、恒久的施設に相当するもの）に該当すること。
- ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体が当該外国法人等の事業の遂行にとって準備的又は補

助的な性格のものでないこと。

三 事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する前項の外国法人等が当該事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合で、かつ、当該外国法人等に係る関係者が他の場所において事業上の活動を行う場合において、次に掲げる要件のいずれかに該当するとき（当該外国法人等が当該事業を行う一定の場所において行う事業上の活動及び当該関係者が当該他の場所において行う事業上の活動（ロにおいて「細分化活動」という。）がこれらの者による一体的な業務の一部として補完的な機能を果たすときに限る。）における当該事業を行う一定の場所

イ 当該他の場所（当該他の場所において当該関係者（代理人を除く。以下イにおいて同じ。）が行う建設工事等及び当該関係者に係る代理人を含む。）が当該関係者の恒久的施設（当該関係者が内国法人又は国内に主たる事務所若しくは事業所を有する個人である場合には、恒久的施設に相当するもの）に該当すること。

ロ 当該細分化活動の組合せによる活動の全体が当該外国法人等の事業の遂行にとって準備的又は補助的な性格のものでないこと。

6 外国法人等が長期建設工事現場等を有する場合には、当該長期建設工事現場等は第四項第四号から第六号までに規定する第一項各号に掲げる場所と、当該長期建設工事現場等に係る長期建設工事等を行う場所（当該長期建設工事等を含む。）は前項各号に規定する事業を行う一定の場所と、当該長期建設工事現場等を有する外国法人等は同項各号に規定する事業を行う一定の場所を使用し、又は保有する第四項の外国法人等と、当該長期建設工事等を行う場所において事業上の活動を行う場合（当該長期建設工事等を行う場合を含む。）は前項各号に規定する事業を行う一定の場所において事業上の活動を行う場合（当該長期建設工事等を含む。）は同項各号に規定する事業を行う一定の場所において行う事業上の活動とそれれみなして、前二項の規定を適用する。

7 法第七十二条第五号ハに規定する政令で定める者は、国内において外国法人等に代わつて、その事業に関し、反復して次に掲げる契約を締結し、又は当該外国法人等により重要な修正が行われることなく日常的に締結される次に掲げる契約の締結のために反復して主要な役割を果たす者（当該者の国内における当該外国法人等に代わつて行う活動（当該活動が複数の活動を組み合わせたものである場合には、

その組合せによる活動の全体）が、当該外国法人等の事業の遂行にとつて準備的又は補助的な性格のもの（当該外国法人等に代わつて行う活動を第五項各号の外国法人等が同項各号の事業を行う一定の場所において行う事業上の活動とみなして同項の規定を適用した場合に同項の規定により当該事業を行う一定の場所につき第四項の規定を適用しないこととされるときにおける当該活動を除く。）のみである場合における当該者を除く。次項において「契約締結代理人等」という。）とする。

一 当該外国法人等の名において締結される契約

二 当該外国法人等が所有し、又は使用の権利を有する財産について、所有権を移転し、又は使用の権利を与えるための契約

三 当該外国法人等による役務の提供のための契約

8 国内において外国法人等に代わつて行動する者が、その事業に係る業務を、当該外国法人等に対し独立して行い、かつ、通常の方法により行う場合には、当該者は、契約締結代理人等に含まれないものとする。ただし、当該者が、専ら又は主として一又は二以上の自己と特殊の関係にある者に代わつて行動する場合は、この限りでない。

9 第五項第二号及び前項ただし書に規定する特殊の関係とは、一方の者が他方の法人の発行済株式又は出資（当該他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の総務省令で定める特殊の関係をいう。

第二十条の二の二第二項中「第二十条の二の十五第二項、第二十一条第一項及び第二十一条の三第二項」を「以下この節」に改める。

第二十条の二の四第一項第三号中「第二十二条第一項第四号」を「第二十二条第一項第五号」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 法人が各事業年度において確定拠出年金法第五十六条第三項に規定する個人型年金規約に基づいて

同法第六十八条の二第一項に規定する個人型年金加入者のために支出する同項の掛金

第二十一条第一項中「をいう」の下に「。次条及び第三十二条の三第一項第一号において同じ」を加える。

第二十一条の二中「によつて」を「により」に、「とすべき」を「である各事業年度の」に改め、同条を第二十一条の二の二とする。

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス製造事業者（以下この条において「ガス製造事業者」という。）又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。以下この条において「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）である法人が、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者のいずれにも該当しないこととなり、かつ、当該法人がその該当しないこととなった日を含む事業年度開始の日の前日を含む事業年度においてガス供給業のうちガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもの（以下この条において「特定ガス供給業」という。）を行つていた場合において、当該法人の特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定するときは、当該法人が、当該法人の当該該当しないこととなった日を含む事業年度開始

の日前十年以内に開始した各事業年度において、特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を同項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

第二十二条第二号及び第三号中「因る」を「よる」に改め、同条第五号中「ガス供給業」の下に「(法第七十二条の二第一項第二号に規定するガス供給業をいう。以下この条において同じ。)」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第六号中「場合の」を「場合における」に改め、同条第七号中「第十条」を「第三十六条」に改め、同条第八号中「」の「を」に改め、同条第九号中「あわせ」を「併せて」に改め、同条第十号中「前各号」の下に「に掲げる収入金額」を加え、「収入金額で」を「ものとして」に改める。

第二十四条の四の二、第二十四条の四の三第一項の表第二項の項及び第二十四条の五第二項中「法人税法第二十八条の四に規定する」を削る。

第二十四条の六第一項中「第六十八条の十第五項、」を削り、同条第二項第一号中「第四十二条の五第

五項、」及び「第六十八条の十第五項、」を削る。

第二十四条の七第一項中「第四十二条の五第五項、」を削る。

第三十三条の三第二項第一号イ中「次条」を「第三十三条の四」に改める。

第三十三条の三の次に次の一条を加える。

（法人の事業税に係る納期限の延長における延滞金の計算）

第三十三条の三の二 第三十三条の二第一項から第三項までの規定は、法第七十二条の四十五の二第二項において準用する法第七十二条の四十四第四項の規定による延滞金の計算について準用する。

2 前条第一項及び第二項の規定は、法第七十二条の四十五の二第三項において準用する法第七十二条の四十五第三項の規定による延滞金の計算について準用する。

第三十五条の二十第一項第一号中「（第三号において「基幹統計」という。）」を削り、「次項」を「次項第一号及び第二号」に改め、同項第三号を削り、同条第二項第二号中「（次号において「総額の合算額」という。）の三十分の七に相当する額」を削り、同項第三号を削る。

第三十六条の十第二項第一号中「及び前項第一号」を「又は前項第一号」に、「及び第七号」を「若し

くは第七号」に、「並びに」を「又は」に、「及び第十三号」を「若しくは第十三号」に改め、同項第二号中「及び」を「又は」に改め、同項第三号中「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に改め、同項第四号中「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に改め、同項第五号中「及び」を「又は」に改め、同項第六号中「及び前項各号」を「又は前項各号」に、「及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」を「若しくは児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」を「若しくは児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業」に、「移動支援事業及び」を「移動支援事業若しくは」に、「聴導犬訓練事業及び」を「聴導犬訓練事業若しくは」に、「並びに同項第六号及び」を「又は同項第六号若しくは」に改める。

第三十七条中「介護老人保健施設」の下に、「、同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

第三十七条の二の四第二項中「同条第一項第十三号」を「同項第十三号」に、「同条第一項第一号」を「同項第一号」に改める。

第三十七条の五第三項中「第四十二条第一項第一号」を「第五十四条第一項第一号」に改める。

第三十七条の九の五中「第十四条第一項第一号」を「。以下この条において「機構法」という。」第十四条第一項第一号に規定する業務（農業機械化促進法を廃止する等の法律（平成二十九年法律第十九号

（第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第十六条第一項第一号及び第三号から第五号までに規定する業務に該当するものを除く。）又は機構法第十四条第一項第二号」に、「又は第三項から第五項まで」を「若しくは第二項から第四項まで」に改める。

第三十九条の三の二（見出しを含む。）中「第七十三条の二十四第四項」を「第七十三条の二十四第五項」に改める。

第三十九条の八の表第七十三条の二十四第二項第一号の項の次に次のように加える。

第七十三条の二十四第三項	額に当該土地	額に当該土地に対応する仮換地等
第七十三条の二十四第四項	の上	に対応する仮換地等の上
三項第一号		

第三十九条の八の表第七十三条の二十四第三項及び第四項の項中「第七十三条の二十四第三項及び第四項」を「第七十三条の二十四第四項及び第五項」に改める。

第三十九条の九の見出し中「重量」の下に「又は金額」を加え、同条第一項中「の重量を」の下に「紙

巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は同条第三項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費その他の処分」を「同条第一項に規定する売渡し等（次項及び第五項において「売渡し等」という。）」に、「同欄」を「法第七十四条第二項」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「関し、」の下に「第一項の」を、「重量」の下に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第七十四条の四第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第三十九条の九に次の五項を加える。

4 法第七十四条の四第三項第三号に規定する紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定め

るところにより計算した金額は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第一号に定めるたばこ税の税率、法第七十四条の五に規定するたばこ税の税率及び法第四百六十八条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を百分の六十で除して計算した金額とする。

5 法第七十四条の四第三項第三号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前二項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの法第七十四条の四第三項第三号イに定める金額又は第四項の規定により計算した金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 法第七十四条の四第三項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第三十九条の九を第三十九条の九の二とし、第二章第五節中同条の前に次の一条を加える。

(法第七十四条の三の二の政令で定める者)

第三十九条の九 法第七十四条の三の二に規定する政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第三条第一項に規定する会社（第三号において「会社」という。）

二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者

三 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者

四 前三号に掲げる者に準ずる者として総務省令で定める者

第四十六条の二の三第一項中「及び第二項」を、「第四項、第五項及び第九項」に、「第七条の三の二第二項第一号中「第二十三条第一項第三号ロ」を「第七条の三の二第一項中「同号ただし書」に、「第二

百九十二条第一項第三号ロ」を「法第二百九十二条第一項第十四号ただし書」に改め、同条第二項中「第七条の三の二第三項」を「第七条の三の二第七項から第九項まで」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 第七条の三の二第二項から第六項まで及び第九項の規定は、法第二百九十二条第一項第十四号ロに規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第七条の三の二第二項中「同項第三号ロ」とあるのは、「法第二百九十二条第一項第三号ロ」と読み替えるものとする。

第四十八条の十二の次に次の二条を加える。

（法第三百二十一条の八第二十四項の控除対象所得税額等相当額等の控除）

第四十八条の十二の二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第二十四項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同条第二十四項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）は、当該法人に係る同条第二十四項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額

又は個別控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の第九条の七第八項に規定する市町村民税の控除限度額の計算について第四十八条の十三第八項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の九・七で除して得た数）に按分して計算した額とする。

2 法第三百二十一条の八第二十四項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書）に、法第三百二十一条の八第二十四項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の七第四項又は第六十八条の九十一第四項に規定する所得税等の額（以下この項において「所得税等の額」という。）、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合にお

いて、法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

（法第三百二十一条の八第二十五項の控除対象所得税額等相当額等の控除）

第四十八条の十二の三 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第三百二十一条の八第二十五項の規定により関係市町村ごとの法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同条第二十五項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この項において同じ。）は、当該法人に係る同条第二十五項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を当該法人の当該控除をしようとする事業年度又は連結事業年度に係る関係市町村ごとの法第三百二十一条の十三第二項に規定する従業者の数（当該事業年度又は連結事業年度の第九条の七第八項に規定する市町村民税の控除限度額の計算について次条第八項ただし書の規定による法人にあつては、当該従業者の数に当該関係市町村が課する当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割の税率に相当する割合として総務省令で定める割合を乗じて得た数を百分の九・七で除し

て得た数) に按分して計算した額とする。

2 法第三百二十一条の八第二十五項及び前項の規定は、同条第一項、第四項、第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書又は法第二十条の九の三第三項の規定による更正請求書(二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人に係るものにあつては、当該法人の主たる事務所又は事業所の所在地の市町村長に提出すべき当該申告書又は更正請求書)に、法第三百二十一条の八第二十五項の規定による控除の対象となる租税特別措置法第六十六条の九の三第四項又は第六十八条の九十三の三第四項に規定する所得税等の額(以下この項において「所得税等の額」という。)、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、法第三百二十一条の八第二十五項の規定により控除される金額の計算の基礎となる所得税等の額は、当該書類に当該所得税等の額として記載された金額を限度とする。

第四十八条の十三第一項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に改め、同条第二項中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に、「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に改め、同条第三項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に改め、同条第三項中「第三百二十一条の八第二十四項

「を」第三百二十一条の八第二十六項」に改め、同項第一号中「租税特別措置法第六十六条の六第一項」の下に、「第六項又は第八項」を加え、「法人に係る同項」を「内国法人に係る同条第二項第一号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、「のうち」の下に「課税対象金額（」を加え、「課税対象金額（」を「課税対象金額をいう。以下この号において同じ。」）に改め、「同条第一項に規定する」を削り、「に対応する」を「部分課税対象金額（同法第六十六条の六第六項に規定する部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。」）（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融子会社等部分課税対象金額（同法第六十六条の六第八項に規定する金融子会社等部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十六条の七第二項の規定により当該外国関係会社の金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。）に対応する」に改め、同項第二号中「租税特別措置法第六十八条の九十第一項」の下に「第六項又は第八項」を加え、「法人に係る同項」を「内国法人に係る同条第二項第一号」に、「特定外国子会社等」を「外国関係会社」に改め、「のうち」の下に「個別課税対象金額（」を加え、「個別課税対象金額（」を「個別課税対象金額をいう。以下この号において同じ。」）（「に改め、「同条第一項に規定する」

を削り、「に対応する」を、「個別部分課税対象金額（同法第六十八条の九十第六項に規定する個別部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該外国関係会社の個別部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は個別金融子会社等部分課税対象金額（同法第六十八条の九十第八項に規定する個別金融子会社等部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。）（同法第六十八条の九十一第二項の規定により当該外国関係会社の個別金融子会社等部分課税対象金額とみなされるものを含む。）又は金融関係法人部分課税対象金額（同法第六十六条の九の二第八項に規定する金融関係法人部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ）

。)(同法第六十六条の九の三第二項の規定により当該外国関係法人の金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。)に対応する」に改め、同項第四号中「租税特別措置法第六十八条の九十三の二第一項」の下に「第六項又は第八項」を加え、「法人に係る同項」を「内国法人に係る同条第一項」に、「特定外国法人」を「外国関係法人」に改め、「のうち」の下に「個別課税対象金額」を加え、「個別課税対象金額」を「個別課税対象金額をいう。以下この号において同じ。)(」に改め、「同条第一項に規定する」を削り、「に対応する」を「個別部分課税対象金額(同法第六十八条の九十三の二第六項に規定する個別部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。)(同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の個別部分課税対象金額とみなされるものを含む。)(又は個別金融関係法人部分課税対象金額(同法第六十八条の九十三の二第八項に規定する個別金融関係法人部分課税対象金額をいう。以下この号において同じ。)(同法第六十八条の九十三の三第二項の規定により当該外国関係法人の個別金融関係法人部分課税対象金額とみなされるものを含む。)(に対応する」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に改め、同条第七項中「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に、「第

五十三條第二十四項」を「第五十三條第二十六項」に改め、同條第八項、第九項、第二十項、第二十一項、第三十項及び第三十一項中「第三百二十一條の八第二十四項」を「第三百二十一條の八第二十六項」に改める。

第四十八條の十四中「第三百二十一條の八第三十一項」を「第三百二十一條の八第三十三項」に改める。
第四十八條の十四の二第一項中「によつて」を「により」に、「第三百二十一條の八第三十一項」を「第三百二十一條の八第三十三項」に改める。

第四十八條の十四の三の見出し中「第三百二十一條の八第三十二項に規定する」を「第三百二十一條の八第三十四項の」に改め、同條第一項中「第三百二十一條の八第三十二項」を「第三百二十一條の八第三十四項」に改める。

第四十八條の十四の四の見出し中「第三百二十一條の八第三十二項に規定する」を「第三百二十一條の八第三十四項の」に改め、同條第一項中「第三百二十一條の八第三十二項」を「第三百二十一條の八第三十四項」に、「においては」を「には」に、「同條第三十二項」を「同條第三十四項」に改め、同條第二項中「金額について」の下に「、それぞれ」を加える。

第四十八条の十四の五の見出し中「第三百二十一条の八第三十三項第三号に規定する」を「第三百二十一条の八第三十五項第三号の」に改め、同条中「第三百二十一条の八第三十三項第三号」を「第三百二十一条の八第三十五項第三号」に改める。

第四十八条の十四の六の見出し中「第三百二十一条の八第三十五項に規定する」を「第三百二十一条の八第三十七項の」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第三十五項」を「第三百二十一条の八第三十七項」に改める。

第四十八条の十四の七の見出し中「第三百二十一条の八第三十五項に規定する」を「第三百二十一条の八第三十七項の」に改め、同条第一項中「第三百二十一条の八第三十五項」を「第三百二十一条の八第三十七項」に、「においては、同条第三十三項」を「には、同条第三十五項」に改め、同条第二項中「金額について」の下に「、それぞれ」を加える。

第四十八条の十五第一項中「第三百二十一条の八第三十六項」を「第三百二十一条の八第三十八項」に改める。

第四十八条の十五の二第一項中「においては」を「には」に改め、同項第一号中「第三百二十一条の八

第二十六項」を「第三百二十一条の八第二十八項」に、「同条第二十八項」を「同条第三十項」に、「同条第二十九項」を「同条第三十一項」に、「」において」を「」の規定により」に、「にあつては」を「には」に、「第三百二十一条の八第二十七項」を「第三百二十一条の八第二十九項」に改め、同項第二号中「第三百二十一条の八第二十六項又は第二十七項」を「第三百二十一条の八第二十八項又は第二十九項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「金額について」の下に「、それぞれ」を加える。

第四十八条の十六の二の次に次の一条を加える。

（法人の市町村民税に係る納期限の延長における延滞金の計算）

第四十八条の十六の三 第四十八条の十五の五第一項から第三項までの規定は、法第三百二十七条第二項及び第五項において準用する法第三百二十一条の十二第四項の規定による延滞金の計算について準用する。

2 前条第一項及び第二項の規定は、法第三百二十七条第三項及び第六項において準用する法第三百二十六条第三項の規定による延滞金の計算について準用する。

第四十九条の五第三項中「規定する」の下に「公共の用に供する飛行場の区域の周辺の区域のうち」を

加え、同条第四項の表の第一号中「建設されたトンネル」の下に「（第三号に掲げるものを除く。）」を加え、「千葉市の区域、東京都の特別区の存する区域、川崎市の区域、横浜市の区域、名古屋市の区域、京都市の区域、大阪市の区域、神戸市の区域及び広島市の区域並びにこれらの区域の近郊の区域で」を「第一項に規定する市街地の区域（」に改め、「定めるもの」の下に「を除く。）」を加え、同表の第二号中「建設されたトンネル」の下に「（次号に掲げるものを除く。）」を加え、「本号」を「この号」に改め、同表に次の一号を加える。

<p>三 平成三十年三月三十一日以前に建設されたトンネル（大阪市が地方公営企業法第二条第一項第三号に掲げる軌道事業又は同項第五号に掲げる鉄道事業の用に供したものに</p>	<p>平成三十年三月三十一日において、法第三百四十八条第一項の規定の適用があつたトンネル</p>
---	--

限る。)

第四十九条の十五第二項第一号中「及び前項第一号」を「又は前項第一号」に、「及び第七号」を「若しくは第七号」に、「並びに」を「又は」に、「及び第十三号」を「若しくは第十三号」に改め、同項第二号中「並びに」を「又は」に、「及び第六号」を「若しくは第六号」に、「及び聴導犬訓練事業」を「又は聴導犬訓練事業」に改め、同項第三号中「及び」を「又は」に改め、同項第四号を削り、同項第五号中「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に、「第二条第三項第十号」を「第二条第三項第四号の二に掲げる福祉ホームを経営する事業、同項第五号に掲げる身体障害者福祉センター、補装具製作施設若しくは視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業又は同項第十号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号中「及び」を「又は」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号中「及び」を「又は」に改め、同号を同項第七号とし、同項第九号中「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「及び前項各号」を「又は前項各号」に、「及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」を「若しくは児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の三に掲げる

事業」に、「及び特定相談支援事業」を「若しくは特定相談支援事業」に、「並びに同項第六号」を「若しくは同項第六号」に、「定めるもの並びに」を「定めるもの又は」に、「移動支援事業及び」を「移動支援事業若しくは」に、「及び手話通訳事業並びに」を「若しくは手話通訳事業若しくは」に改め、同号を同項第九号とする。

第五十条中「介護老人保健施設」の下に「、同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

第五十一条の十中「第六号」を「第七号」に改める。

第五十一条の十五の二を次のように改める。

（法第三百四十八条第二項第三十六号の固定資産）

第五十一条の十五の二 法第三百四十八条第二項第三十六号に規定する固定資産で政令で定めるものは、次に掲げる固定資産とする。

- 一 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（次号において「機構」という。）が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（以下この条及び第五十二条の十の六において「機構法」という。）第十四条第一項第一号に規定する業務（農業機械化促進法を廃止する等の法律第一条の

規定による廃止前の農業機械化促進法（次号及び第五十二条の十の六において「旧農業機械化促進法」という。）第十六条第一項第一号及び第三号から第五号までに規定する業務に該当するものを除く。
。又は機構法第十四条第一項第二号から第四号まで若しくは第二項から第四項までに規定する業務の用に供する固定資産のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

イ 事務所の用に供する固定資産

ロ 宿舍の用に供する固定資産

二 機構が直接機構法第十四条第一項第一号に規定する業務（旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。）の用に供する固定資産（直接旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務の用に供したものに限る。）のうち、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号。以下この号において「機構法改正法」という。）附則第四条第一項の規定により同項の規定による解散前の生物系特定産業技術研究推進機構（以下この号において「旧推進機構」という。）から承継した家屋及び償却資産（旧推進機構が機構法改正法附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八

十二号) 附則第二条第一項の規定により同項の規定による解散前の農業機械化研究所から承継したものに限る。)

第五十二条の二第一項中「(昭和二十九年法律第五十一号)」を削る。

第五十二条の十の六中「農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務」を「機構法第十四条第一項第一号に規定する業務(旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。)」に改める。

第五十三条を次のように改める。

(法第四百六十六条の二の政令で定める者)

第五十三条 法第四百六十六条の二に規定する政令で定める者は、第三十九条の九各号に掲げる者とする。

第五十三条の二の二を第五十三条の二の三とし、第五十三条の二を第五十三条の二の二とする。

第五十三条の次に次の一条を加える。

(製造たばこの重量又は金額の本数への換算方法)

第五十三条の二 法第四百六十七条第二項の表の上欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換

算する場合又は同条第三項第一号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、同条第一項に規定する売渡し等（次項及び第五項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を法第四百六十四条第二項に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

2 法第四百六十七条第三項第二号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前二項の計算に関し、第一項の製造たばこの品目ごとの一個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの重量に〇・一グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 法第四百六十七条第三項第三号に規定する紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定め

るところにより計算した金額は、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第四十八条第一項第一号に定めるたばこ税の税率、法第七十四条の五に規定するたばこ税の税率及び法第四百六十八条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ千で除して得た金額の合計額を百分の六十で除して計算した金額とする。

5 法第四百六十七条第三項第三号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号イ又はロに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの同号イ又はロに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

6 前二項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの一個当たりの法第四百六十七条第三項第三号イに定める金額又は第四項の規定により計算した金額に一銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7 法第四百六十七条第三項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に一本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

第五十四条の十八第一項第五号中「農業共済組合連合会」の下に「（農業保険法第十条第一項に規定する全国連合会を除く。）」を加え、同条第二項第三号中「農業災害補償法第九十六条又は第九十八条の二」を「農業保険法第二百二十七条又は第三百三十一条第一項」に、「第三百三十二条第一項」を「第七十二条」に改める。

第五十六条の二十六第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第七百一条の三十四第三項第九号に規定する介護医療院で政令で定めるものは、介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院のうち医療法人が開設するものとする。

第五十六条の二十六の五中「及び」を「若しくは」に改め、「児童の福祉の増進について相談に応ずる事業」の下に「、同項第二号の三に掲げる事業」を加え、「並びに」を「又は」に改める。

第五十六条の六十八第二項中「意義は、」の下に「それぞれ」を加え、同項第一号中「第二条第二号に規定する身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者又は同法第六十九条に規定する精神障害者」を「第三十七条第二項に規定する対象障害者」に改める。

第五十六条の八十八の二第一項中「五十四万円」を「五十八万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「四十九万円」を「五十万円」に、「二十七万円」を「二十七万五千元」に改め、同条第二項第二号中「世帯別平等割額に」を「世帯別平等割額に、」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同号口中「二十七万円」を「二十七万五千元」に改め、同号口中「四十九万円」を「五十万円」に改め、同項第三号及び第四号中「世帯別平等割額に」を「世帯別平等割額に、」に、「応じ」を「応じ、」に改める。

第五十七条の二中「第七百三十四条第二項第二号」を「第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）」に改め、「関する規定」の下に「並びに第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第三項」を加え、「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に、「第三百二十一条の八第二十四項」を「第三百二十一条の八第二十六項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改める。

第五十七条の二の三中「（同条第一項後段）」を「（第一項後段）」に、「によつて」を「により」に、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条を第五十七条の二の五とする。

第五十七条の二の二中「準用する法第三百二十一条の八第二十四項」を「準用する法第三百二十一条の

八第二十六項」に改め、同条第一号中「（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条及び第五十七
条の四において同じ。）」を削り、「第五十三條第二十四項」を「第五十三條第二十六項」に改め、同条
第二号イ中「第五十三條第二十四項」を「第五十三條第二十六項」に改め、同号ロ中「第三百二十一條の
八第二十四項」を「第三百二十一條の八第二十六項」に改め、同条を第五十七條の二の四とする。

第五十七條の二の次に次の二條を加える。

第五十七條の二の二 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第七百
三十四條第三項において準用する法第三百二十一條の八第二十四項の規定により都民税の法人税割額か
ら控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この
条において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当
額をいう。以下この条において同じ。）は、第一條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分
に応じ、当該各号に定める額とする。

一 当該事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。以下この条から第五十七條の二の四まで及び
第五十七條の四において同じ。）又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所

得税額等相当額のうち租税特別措置法第六十六条の七第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額又は同法第六十八条の九十一第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額の合計額（以下この条において「国税の控除額」という。）を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第二十四項に規定する法人税割額（次号において「道府県民税の法人税割額」という。）以下である場合 当該国税の控除額を超える部分の額から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

二 当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の法人税割額を超える場合 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の法人税割額に相当する控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額から法第五十三条第二十四項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

ロ 当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額及び道府県民税の法人税割額の合計額を超える部分の額（法第三百二十一条の八第二十四項に規定する法人税割額に相当する額を限度とする。）から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

第五十七条の二の三 特別区の存する区域及び市町村において事務所又は事業所を有する法人の法第七百三十四条第三項において準用する法第三百二十一条の八第二十五項の規定により都民税の法人税割額から控除すべき控除対象所得税額等相当額（同項に規定する控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。）又は個別控除対象所得税額等相当額（同項に規定する個別控除対象所得税額等相当額をいう。以下この条において同じ。）は、第一条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち租税特別措置法第六十六条の九の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得
- 地方法人税額の合計額又は同法第六十八条の九十三の三第四項に規定する法人税の額及び同条第十項

に規定する所得地方法人税額の合計額（以下この条において「国税の控除額」という。）を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の法第五十三条第二十五項に規定する法人税割額（次号において「道府県民税の法人税割額」という。）以下である場合 当該国税の控除額を超える部分の額から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

二 当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額を超える部分の額が当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の法人税割額を超える場合 次に掲げる額の合計額

イ 当該事業年度又は連結事業年度の道府県民税の法人税割額に相当する控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額から法第五十三条第二十五項の規定により控除することができる控除した額

ロ 当該事業年度又は連結事業年度の控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額のうち国税の控除額及び道府県民税の法人税割額の合計額を超える部分の額（法第三百二十一条の

八第二十五項に規定する法人税割額に相当する額を限度とする。）から同項の規定により控除することができる控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額を控除した額

第五十八条中「第七十三条の二十七の二」を「第七十三条の二十七の三」に、「第十五条の十一」を「第十五条の十二」に改める。

附則第三条の二の二第一項中「第六十五条、第七十二条の四十五の二及び第三百二十七条」を「第六十五条第一項及び第四項、第七十二条の四十五の二第一項並びに第三百二十七条第一項及び第四項」に、「同項」を「法附則第三条の二第二項」に改め、同条第二項中「第六十五条、第七十二条の四十五の二及び第三百二十七条」を「第六十五条第一項及び第四項、第七十二条の四十五の二第一項並びに第三百二十七条第一項及び第四項」に改める。

附則第五条の三中「、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項」を「、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第十四条第二項」に、「には、」

を「における」に改め、「上欄に掲げる」の下に「規定の適用については、これらの」を、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条の表第八条の六第一項及び第七項、第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項並びに第八条の二十三第一項の項及び第八条の六第二項第一号の項中「第四十二条の十第五項」の下に「、所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第八十九条第一項の規定によりその例によることとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の五第五項」を加える。

附則第六条の二第三項中「収入金額は、」の下に「同項に規定する」を加え、同条第四項中「附則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定する政令」を「附則第九条第十六項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定する政令」に、「同条第十三項及び第十四項」を「これらの規定」に、「法附則第九条第十七項の規定により読み替えて適用される同条第十三項及び第十四項に規定するその他」を「事業税を課されない事業及び法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業以外」に改め、同条第六項中「附則第九条第十九項」を「附則第九条第十八項」に改め、同条第七項中「附則第九条第二十一項」を「附則第九条第二十項」に改め、同条に次の一項を

加える。

8 法附則第九条第二十一項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が、同項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行つた電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合において、当該法人が当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額とする。

附則第六条の七中「国税（以下本条）を「国税（以下この条）」に、「。以下本条」を「。以下この条」に改め、同条第一号中「本条」を「この条」に改め、同条第四号中「、第三号又は第五号」を「から第四号まで又は第六号」に改める。

附則第七条第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「当該家屋」を「当該従前の家屋」に改め、「第六条第二項」の下に「（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）」を加え、同条に次の二項を加える。

22 法附則第十一条第十五項に規定する低未利用土地のうち政令で定めるものは、同項に規定する低未利用土地のうち、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

一 法附則第十一条第十五項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に記載された当該低未利用土地の都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第百九条の六第二項第五号に規定する利用目的が同法第四十六条第十七項に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものの用に供するためのものであること。

二 法附則第十一条第十五項に規定する者が当該低未利用土地を取得した日前十年の期間内に都市再生特別措置法第八十一条第十項に規定する権利設定等（相続又は遺贈による権利の移転を除く。）が行われなかつたものであること。

23 法附則第十一条第十六項に規定する不動産で政令で定めるものは、次に掲げる不動産以外の不動産とする。

- 一 事務所の用に供する不動産
- 二 宿舍（業務上宿舍を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舍を除く。）の用に供する不動産
- 三 職員の福利及び厚生のに供する不動産

四 前三号に掲げるもののほか、他の者に貸し付ける不動産

附則第九条の三第一項第一号中「次項」の下に「及び次条」を加え、「同条第四項」を「法附則第十一条の四第四項」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「改修工事を」を「住宅性能向上改修工事を」に改める。

附則第九条の三の次に次の一条を加える。

(法附則第十一条の四第六項の住宅性能向上改修住宅)

第九条の四 法附則第十一条の四第六項に規定する住宅性能向上改修住宅で政令で定めるものは、住宅性能向上改修住宅のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 次に掲げる要件のいずれにも該当することについて総務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

イ 当該住宅性能向上改修住宅を譲渡する法附則第十一条の四第四項に規定する宅地建物取引業者（次号において「宅地建物取引業者」という。）が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める要件に該当するものであること。

ロ 当該住宅性能向上改修住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性その他の品質又は性能に係る基準に適合するものであること。

二 宅地建物取引業者と特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項に規定する保険法人との間に当該住宅性能向上改修住宅の瑕疵を担保すべき責任の履行に関し国土交通大臣が総務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることについて総務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

附則第十条の二の二第七項の表電気供給業の項中

1 汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途

2 ガスタービン発電装置の動力源の用途

を

汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途

に改め、同表地熱資源開発事業

の項を削り、同条第八項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第二項第一号ホ(4)(i)中「(平成元年法律第八十三号)」を削り、同条第十項中「及びコンテナ用の貨車」を削り、同条第十九項中「(平成十四年法律第二十二号)」を削り、同条第三十一項中「その他の」の下に「同条第二十九項に規定する」を加え、「(津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)第六十二条第一項第一号に規定する協定避難用部分をいう。)」を「又は同項に規定する指定避難施設避難用部分」に改め、同条に次の四項を加える。

44 法附則第十五条第四十六項に規定する特定電気通信設備で政令で定めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する電気通信事業者(以下この項において「電気通信事業者」という。)の区分に応じ、当該各号に定める特定電気通信設備(特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第三十五号)附則第五条第二項第二号に規定する特定電気通信設備をいい、専ら電磁的記録(法第二十二條の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。))として記録された情報について複製(電磁的記録によるものに限る。)を作成し、及び保管し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を提供するためのものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)とする。

- 一 法附則第十五条第四十六項に規定する総務省令で定める地域（以下この項において「設置促進地域」という。）内に設置された施設及び設置促進地域以外の地域内に設置された施設を利用して同条第四十六項に規定する地域特定電気通信設備供用事業（以下この項において「地域特定電気通信設備供用事業」という。）を行う電気通信事業者 当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、又は増設した当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特定電気通信設備で、その取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額の当該地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの（当該特定電気通信設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。）
- 二 前号に掲げる電気通信事業者以外の電気通信事業者 当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、又は増設した当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特定電気通信設備

45 法附則第十五条第四十七項に規定する先端設備等に該当する機械装置等で政令で定めるものは、次の

各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 機械及び装置 一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。次号及び第三号において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）が百六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

二 工具 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

三 器具及び備品 一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

四 建物附属設備 一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

46 法附則第十五条第四十七項に規定する中小事業者等が同項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）について同条第四十七項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を市町村長（当該機械装置等が法第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、当該機械装置等の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。）を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

第十五条の八第一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第二十一項中「附則第十五条の八第四項」を「附則第十五条の八第二項」に改め、同項第二号口中「第二十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十二項中「附則第十五条の八第四項」を「附則第十五条の八第二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十三項中「附則第十五条の八第四項」を「附則第十五条の八第二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十四項中「第十六項から第二十項まで」を「第七項から第十項まで」に、「附則第十五条の八第五項」を「附則第十五条の八第三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第二十五項を第十六項とし、第二十六項から第二十八項までを九項ずつ繰り上げ、同条第二十九項第一号中「以上」の下に「二百八十平方メートル以下」を加え、同項を同条第二十項とし、同条第三十項を同条第二十一項とし、同条第三十一項を同条第二十二項とし、同条第三十二項第一号中「第五十三項」を「第四十四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十三項を同条第二十四項とし、同条第三十四項第一号中「以上」の下に「二百八十平方メートル以下」を加え、同項を同条第二十五項とし、同条第三十五項を同条第二十六項とし、同条第三十六項を同条第二十七項とし、同条第三十七項中「第二十九項各号」を「第二十項各号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条中第三十八項を第二十九項

とし、第三十九項を第三十項とし、第四十項を第三十一項とし、同条第四十一項中「第三十四項各号」を「第二十五項各号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条中第四十二項を第三十三項とし、第四十三項から第四十七項までを九項ずつ繰り上げ、同条第四十八項中「第二十九項各号」を「第二十項各号」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十九項を同条第四十項とし、同条第五十項を同条第四十一項とし、同条第五十一項中「第三十四項各号」を「第二十五項各号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条中第五十二項を第四十三項とし、第五十三項から第五十五項までを九項ずつ繰り上げ、同条第五十六項中「ときの」を「場合における」に改め、同項を同条第四十七項とする。

附則第十二条の二の見出し中「附則第十五条の十一」を「附則第十五条の十二」に改め、同条中「附則第十五条の十一」を「附則第十五条の十二」に、「から第十五条の十まで」を「から第十五条の十一まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法附則第十五条の十二の規定の適用を受ける家屋に係る第五十六条の八十四の二第三項の規定の適用については、同項第一号中「都市計画税額」とあるのは「都市計画税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額）」と、同項第二号中「都市計

画税額」とあるのは「都市計画税額（当該特例適用家屋が同条の規定の適用を受け、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分である場合には、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額）」と、同項第三号中「都市計画税額」とあるのは「都市計画税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額）」とする。

附則第十二条の二を附則第十二条の三とする。

附則第十二条の次に次の一条を加える。

（法附則第十五条の十一第一項の特別特定建築物）

第十二条の二 法附則第十五条の十一第一項に規定する特別特定建築物で政令で定めるものは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第五条第三号に規定する劇場及び演芸場並びに同条第四号に規定する集会場及び公会堂とする。

附則第十四条第二項中「附則第十九条の二第二項第二号」を「附則第十九条の二第三項」に、「市街化区域農地（以下「市街化区域農地」という。）」を「通常市街化区域農地」に改め、同項を同条第三項と

し、同条第一項中「附則第十九条の二第一項」を「附則第十九条の二第一項第二号」に改め、同項第一号中「都市計画法」の下に「第十一条第一項の規定により同法」を、「第五十五条第一項の規定による」の下に「同法第二十六条第一項に規定する」を加え、同項第三号中「第十二条の規定による」を「第十二条第一項に規定する」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法附則第十九条の二第一項第一号に規定する政令で定める農地は、生産緑地法の一部を改正する法律（平成三年法律第三十九号）の施行の日以後に都市計画法第八条第一項の規定により定められた生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項に規定する生産緑地地区の区域内の同法第二条第三号に規定する生産緑地（次条第二項第三号において「生産緑地」という。）である農地のうち、次に掲げるものとする。

一 生産緑地法第十条第一項に規定する申出基準日（以下この号及び第三号において「申出基準日」という。）までに同法第十条の二第一項の規定による指定がされなかつた農地であつて、当該申出基準日の属する年の翌年の一月一日（当該申出基準日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以降の各年度に係る賦課期日に所在するもの

二 生産緑地法第十条の三第二項に規定する指定期限日までに同条第一項の規定による期限の延長がされなかつた農地であつて、当該指定期限日の属する年の翌年の一月一日（当該指定期限日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以降の各年度に係る賦課期日に所在するもの

三 生産緑地法第十条の六第一項の規定による特定生産緑地の指定の解除がされた農地であつて、当該指定の解除の日（申出基準日前に当該指定の解除がされた場合には、当該申出基準日。以下この号において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該指定の解除の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以降の各年度に係る賦課期日に所在するもの

附則第十四条に次の一項を加える。

4 法附則第十九条の二の二第三項に規定する特別の事情として政令で定めるものは、法附則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地に係る前項各号に掲げる事情とする。

附則第十四条の二第二項第三号中「都市計画法第八条第一項第十四号に掲げる生産緑地地区の区域内の」を「生産緑地である」に改め、同項第四号中「該当しない」を「該当する」に改め、同項に次の一号を加える。

五 前条第二項各号に掲げる農地に該当しないこととなつたこと。

附則第十四条の三中「当該市街化区域農地」の下に「（法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。）」を加える。

附則第十四条の六の見出し中「に規定する市街化区域農地」を「の市街化区域農地」に改め、同条第一項中「上欄に掲げる」の下に「法附則第十九条の三（法附則第二十七条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の」を加え、「に読み替えるもの」を削り、同項の表法附則第十九条の三第一項中表以外の部分の項中「法附則第十九条の三第一項中表以外の部分」を「第一項」に改め、同表法附則第十九条の三第一項の表の項中「法附則第十九条の三第一項の表」を「第一項の表」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改め、「及び第三項」の下に「（法附則第二十七条の規定によりこれらの規定の例によることとされる場合を含む。）」を加え、同条第三項中「上欄に掲げる」の下に「法の」を加え、「に読み替えるもの」を削り、同項の表法附則第十九条の四第六項の項中「法附則第十九条の四第六項」を「附則第十九条の四第六項」に改め、同表法附則第二十七条の二第六項の項中「法附則第二十七条の二第六項」を「附則第二十七条の二第六項」に改め、同条第四項中「附則第二十九条の五第一項から第十

九項まで」を「附則第二十九条の五」に改め、「上欄に掲げる」の下に「同条の」を加え、「に読み替えるもの」を削り、同項の表法附則第二十九条の五第一項の項中「法附則第二十九条の五第一項」を「第一項」に改め、同表法附則第二十九条の五第二項の項中「法附則第二十九条の五第二項」を「第二項」に改め、同表法附則第二十九条の五第三項の項中「法附則第二十九条の五第三項」を「第三項」に改め、同表法附則第二十九条の五第四項の項中「法附則第二十九条の五第四項」を「第四項」に改め、同表法附則第二十九条の五第五項の項中「法附則第二十九条の五第五項」を「第五項」に改め、同表法附則第二十九条の五第七項の項中「法附則第二十九条の五第七項」を「第七項」に改め、同表法附則第二十九条の五第八項の項中「法附則第二十九条の五第八項」を「第八項」に改め、同表法附則第二十九条の五第十二項の項中「法附則第二十九条の五第十二項」を「第十二項」に改め、同表法附則第二十九条の五第十六項の項中「法附則第二十九条の五第十六項」を「第十六項」に改め、同表法附則第二十九条の五第十七項の項中「法附則第二十九条の五第十七項」を「第十七項」に改め、同表法附則第二十九条の五第十八項の項を削る。

附則第十五条第一項中「第二十七条の四及び」を「第二十七条の四又は」に改め、同項第三号中「、附則第十九条の三第一項本文又は附則第二十九条の七第二項」を「又は附則第十九条の三第一項本文若しく

項並びに附則第十一条の二第二項第二号」を「及び第五十四条の四十五第二項第二号並びに附則第十一条第二十四項及び第二十五項並びに第十一条の二第二項第二号」に改める。

附則第三十一条の二を削る。

附則第三十三条第十五項第一号中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改め、「都市計画税額」の下に「(特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額)」を加え、同項第二号中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改め、「都市計画税額」の下に「(特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分であるときは、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる額)」を加え、同項第三号及び同条第二十四項第一号中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改め、「都市計画税額」の下に「(特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額)」を加え、同項第二号中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改め、「都市計画税額」の下に「(特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋であり、かつ、当該専有部分が同条の規定の適用を受ける部分であるときは、同条の規定の適用後に当該区分所有者が納付する義務を負

うものとされる額」を加え、同項第三号中「第十五条の十」を「第十五条の十一」に改め、「都市計画税額」の下に「(特例適用家屋が同条の規定の適用を受ける家屋であるときは、同条の規定の適用後の額)」を加える。

附則第三十三条の二を削る。

(地方税法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

第二条 地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成二十七年政令第百六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項から第三項までの規定中「日」を「期限又は日」に改め、同条第四項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に、「日」を「期限又は日」に改める。

附則第六条第一項から第三項までの規定中「日」を「期限又は日」に改め、同条第四項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に、「日」を「期限又は日」に改める。

(地方自治法施行令の一部改正)

第三条 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。

第百五十八条の二第一項中「地方税」の下に「（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。以下この条において同じ。）」を加え、同条第二項中「以下のこの条」を「次項及び第四項」に改め、「書類」の下に「（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、同条第六項中「場合にこれを」を「規定により地方税の収納の事務を同項に規定する者に委託した場合について」に改める。

（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令の一部改正）

第四条 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「に該当する恒久的施設（法第二条第七号に規定する恒久的施設をいう。次項において同じ。）」を削り、「第二条第九号」を「第二条第八号」に改め、同条第二項中「に該当する恒久的施設」を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法施行令第二十条の二の四第一項の改正規定 平成三十年五月一日

二 第一条中地方税法施行令第三十九条の九の改正規定、同条を同令第三十九条の九の二とし、同令第二章第五節中同条の前に一条を加える改正規定、同令第五十三条の改正規定、同令第五十三条の二の二を同令第五十三条の二の三とし、同令第五十三条の二を同令第五十三条の二の二とする改正規定及び同令第五十三条の次に一条を加える改正規定並びに第二条並びに附則第五条及び第九条の規定 平成三十年十月一日

三 第一条中地方税法施行令第六条の二十の三、第七条の三の二、第七条の四の二第一項から第三項まで、第十条及び第四十六条の二の三の改正規定並びに第四条並びに次条第一項及び第二項並びに附則第七条第一項及び第十二条の規定 平成三十一年一月一日

四 第一条中地方税法施行令附則第十一条に四項を加える改正規定（同条第四十五項及び第四十六項に係る部分に限る。） 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第 号）の施行の日

五 第一条中地方税法施行令附則第七条に二項を加える改正規定（同条第二十二項に係る部分に限る。）

、同令附則第十一条第十九項の改正規定及び同条に四項を加える改正規定（同条第四十七項に係る部分に限る。） 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

六 第一条中地方税法施行令第三十七条の五第三項の改正規定及び同令附則第七条に二項を加える改正規定（同条第二十三項に係る部分に限る。） 産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第 号）の施行の日

七 第一条中地方税法施行令附則第六条の七第四号の改正規定 国際観光旅客税法（平成三十年法律第 号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の四の二第一項（第十号に係る部分に限る。）、第二項（第九号及び第十号に係る部分に限る。）及び第三項（第四号から第七号までに係る部分に限る。）の規定は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき地方税法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等に係る道府県民税の利子割について適用する。

2 所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この項及び附則第七条第一項において「所得税法等改正法」という。）附則第二十一条第一項の規定により所得税法等改正法第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。附則第七条第一項において「新法人税法」という。）第二条（第十二号の十九に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における所得税法等改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人に係る新令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第八条の六第六項</p>	<p>第七十四条第一項又は</p>	<p>第七十四条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法（以下この節において「読替え後の新法人税法」という。）</p>
<p>（同法）</p>	<p>（読替え後の新法人税法）</p>	

第九条の三第二号	第七十四条第一項又は	第七十四条第一項又は読替後の新法人税法
第九条の七第二十項	、第七十四条第一項、 又は同法	若しくは第七十四条第一項又は読替後の新法人税法
第九条の九の三第一項第一号	第七十四条第一項又は	第七十四条第一項又は読替後の新法人税法
附則第三条の二の二第一項	同法	所得税法等の一部を改正する法律附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法

3 新令第九条の七第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、同号に規定する外国関係会社のこの政

令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る同号に規定する課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等部分課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額について適用し、第一条の規定による改正前の地方税法施行令（以下「旧令」という。）第九条の七第三項第一号に規

定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同号に規定する課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

4 新令第九条の七第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、同号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同号に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額について適用し、旧令第九条の七第三項第二号に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同号に規定する個別課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

5 新令第九条の七第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、同号に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同号に規定する課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額について適用し、旧令第九条の七第三項第三号に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同号に規定する課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

6 新令第九条の七第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、同号に規定する外国関係法人の施行日

以後に開始する事業年度に係る同号に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融関係法人部分課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額について適用し、旧令第九条の七第三項第四号に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同号に規定する個別課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新令第二十一条の二の規定は、施行日以後に開始する事業年度において、ガス製造事業者(同条に規定するガス製造事業者をいう。以下この項において同じ。)又は旧一般ガスみなしガス小売事業者(同条に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者をいう。以下この項において同じ。)である法人がガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者のいずれにも該当しないこととなった場合について適用する。

2 新令第二十二條(第五号に係る部分に限る。)の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)

第四条 新令第三十五条の二十の規定は、施行日以後に行われる地方消費税の清算について適用し、施行日前に行われた地方消費税の清算については、なお従前の例による。

(道府県たばこ税に関する経過措置)

第五条 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号。附則第八条及び第九条において「改正法」という。)附則第十条第三項の規定による申告書の提出について、平成三十年十月三十一日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第三十九条の十四の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)附則第十条第五項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)」とする。

(軽油引取税に関する経過措置)

第六条 新令附則第十条の二の二第七項の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第七条 所得税法等改正法附則第二十一条第一項の規定により新法人税法第二条（第十二号の十九に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における所得税法等改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人に係る新令の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十八条の十二第二項	の法人税法第七十四条第一項又は	の法人税法第七十四条第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法（以下この節において「読替後の新法人税法」という。）
同法	法人税法	（法人税法第七十四条第一項又は読替後の新

	一項又は	法人税法
第四十八条の十三第二十 一項	、第七十四条第一項、 又は同法	若しくは第七十四条第一項又は読替後の新法人税法 人税法 又は法人税法
第四十八条の十五の二第二 一項第一号	第七十四条第一項又は	第七十四条第一項又は読替後の新法人税法
附則第三条の二の二第一 項	同法	所得税法等の一部を改正する法律附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法

2 新令第四十八条の十三第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、同号に規定する外国関係会社の

施行日以後に開始する事業年度に係る同号に規定する課税対象金額、部分課税対象金額又は金融子会社等
部分課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額について適用し、旧令第四十八条の十三第三項第
一号に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同号に規定する課税対象金額に係

る同号に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

3 新令第四十八条の十三第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、同号に規定する外国関係会社の施行日以後に開始する事業年度に係る同号に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別金融子会社等部分課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額について適用し、旧令第四十八条の十三第三項第二号に規定する特定外国子会社等の施行日前に開始した事業年度に係る同号に規定する個別課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

4 新令第四十八条の十三第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、同号に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同号に規定する課税対象金額、部分課税対象金額又は金融関係法人部分課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額について適用し、旧令第四十八条の十三第三項第三号に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同号に規定する課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

5 新令第四十八条の十三第三項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、同号に規定する外国関係法人の施行日以後に開始する事業年度に係る同号に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額又は個別

金融関係法人部分課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額について適用し、旧令第四十八条の十三第三項第四号に規定する特定外国法人の施行日前に開始した事業年度に係る同号に規定する個別課税対象金額に係る同号に規定する外国法人税の額については、なお従前の例による。

(固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成三十九年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、平成二十九年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

2 新令附則第十一条第十項の規定は、施行日以後に新たに取得される同項に規定する機関車に対して課すべき平成三十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新たに取得された旧令附則第十条第十項に規定する機関車及びコンテナ用の貨車に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新令附則第十二条第二十項の規定は、施行日以後に改正法第一条の規定による改正後の地方税法（次項から第八項までにおいて「新法」という。）附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事（次項

において「新居住安全改修工事」という。）が完了する同条第四項に規定する高齢者等居住改修住宅に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）附則第十五条の九第四項に規定する居住安全改修工事（次項において「旧居住安全改修工事」という。）が完了した同条第四項に規定する高齢者等居住改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新令附則第十二条第二十五項の規定は、施行日以後に新居住安全改修工事が完了する新法附則第十五条の九第五項に規定する高齢者等居住改修専有部分に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧居住安全改修工事が完了した旧法附則第十五条の九第五項に規定する高齢者等居住改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新令附則第十二条第二十八項の規定は、施行日以後に新法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事（次項から第八項までにおいて「新熱損失防止改修工事」という。）が完了する同条第九項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事（次項から第八項までにおいて「

旧熱損失防止改修工事」という。)が完了した同条第九項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新令附則第十二条第三十二項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新令附則第十二条第三十九項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新令附則第十二条第四十二項の規定は、施行日以後に新熱損失防止改修工事が完了する新法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する平成三十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に旧熱損失防止改修工事が完了した旧法附則第十五条の九の二

第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成二十三年五月二日から平成三十年三月三十一日までの間に取得された改正法附則第二十条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧法附則第五十六条の二第一項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、旧令附則第三十三条の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条中「法附則第五十六条の二第一項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第二十条第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の法附則第五十六条の二第一項」とする。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第九条 改正法附則第二十三条第三項の規定による申告書の提出について、平成三十年十月三十一日後にその提出があつた場合における地方税法施行令第五十三条の五の規定の適用については、同条第二号中「次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期限又は日」とあるのは、「当該納付すべき税額に係る地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第二十三条第五項の納期限（納期限の延

長があつたときは、その延長された納期限」とする。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十条 新令第五十六条の八十八の二第一項及び第五十六条の八十九の規定は、平成三十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令(平成十三年政令第四百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「九年」を「十年」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令の一部改正)

第十二条 郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成十九年政令第二百三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条中「第七条の四の二第二項第二号に掲げる利子」の下に「又は同項第十号口に掲げる休眠

預金等代替金の支払」を加え、「同号に掲げる利子の支払の取扱いをする」を「同項第二号又は第十号口に定める」に改め、「に当該利子の支払をする者」の下に「又は預金保険機構から当該休眠預金等代替金の支払に係る支払等業務（同令第七条の四の二第二項第九号に規定する支払等業務をいう。）の委託を受けた者」を加え、「、当該利子の支払をする」を「、これらの」に改める。

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第十三条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中地方税法施行令第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十第一項及び第八条の二十三第一項の改正規定の次に次のように加える。

第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項中「百分の三・二」を「百分の一」に改める。

第一条中地方税法施行令第四十八条の九の八の次に一条を加える改正規定の次に次のように加える。

第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項中「百分の九・七」を「百分の六」に改める。

第一条のうち、地方税法施行令第五十七条の二後段の改正規定中「第五十三条第二十四項」を「第五十三条第二十六項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に改め、同令第五十七条の二の三の次に二条を加える改正規定中「第五十七条の二の三」を「第五十七条の二の五」に改め、第五十七条の二の五を第五十七条の二の七とし、第五十七条の二の四を第五十七条の二の六とし、同令附則第三十三条の二の見出しを改め、同条第一項を削り、同条第二項を同条とし、同条を附則第三十四条とする改正規定を削る。

附則第一条第四号の三中「係る部分に限る。」の下に「、同令第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項の改正規定」を、「同章第十節とする改正規定」の下に「、同令第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項の改正規定」を加え、「第五十七条の二の三」を「第五十七条の二の五」に、「、同令附則第三十四条」を「及び同令附則第三十四条」に改め、「及び同令附則第三十三条の二を同令附則第三十四条とする改正規定」を削る。

附則第四条第二項中「第五十七条の二の四及び第五十七条の二の五第一項」を「第五十七条の二の六及び第五十七条の二の七第一項」に改め、同項の表第三十五条の四の六第一項の項中「第五十七条の二の五第一項」を「第五十七条の二の七第一項」に改め、同表第三十五条の四の六第一項の表十二月の項及び三

月の項並びに第五十七条の二の四の項中「第五十七条の二の四」を「第五十七条の二の六」に改め、同表第五十七条の二の五第一項の項、第五十七条の二の五第一項の表八月の項及び第五十七条の二の五第一項の表十二月の項及び三月の項の項中「第五十七条の二の五第一項」を「第五十七条の二の七第一項」に改め、同条第三項及び第四項中「第五十七条の二の五第一項」を「第五十七条の二の七第一項」に改める。

理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、地方消費税の清算の方法の改正を行う等の必要があるからである。